

参議院選挙制度改革に対する意見書

今般、参議院議員通常選挙の選挙区においてその一部を合区とする「参議院選挙制度見直しにあたっての基本的考え方」及びそれに基づく「参議院制度選挙制度の見直しについて（選挙制度協議会座長案）」が示された。

見直し案は、平成24年11月16日に成立した公職選挙法の一部を改正する法律、いわゆる4増4減の附則に規定される「平成28年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方、選挙区間における議員一人当たり人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本の見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとする。」を実現することを目的として示されたと理解するが、参議院の在り方等に関する視点が欠落し、抜本の見直しとは言えず、単に較差のみを是正しようとするものである。

また、平成24年10月17日の最高裁判所判例の中の較差に関する違憲状態については、それに対応すべく成立した4増4減法により、既に対応済みと考えられ、仮に今後、同様に違憲状態とする判例が出た場合には、4増4減法と同様の方法を用いて違憲状態を暫定的に解消するべきであり、見直し案のように抜本の見直しの視点が欠落する合区導入等の対応は不適當である。

さらに、参議院憲法審査会の審議の過程では、参議院に地域代表制としての性格を持たせるべき等地方を重視すべきとの意見が出ており、それを踏まえて参議院の在り方を含めた議論を行うべきであるが、47都道府県の一部にのみ合区を導入する見直し案は、地方を軽視するものと言わざるを得ない。

よって、国においては、地方からの視点が欠落した見直し案を採用することなく、人口の少ない県の声の代表者が確実に参議院議員に選出されるような、参議院の在り方を含めた抜本の見直しを行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 9 月 29 日

敦 賀 市 議 会